

令4広一第38号  
令和4年11月8日



社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会  
会長 佐藤博身様  
秋田県地域福祉推進委員会  
委員長 中村順子様

秋田市長 穂積



社会福祉関係政策要望について（回答）

日頃から本市行政に対してご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
令和4年10月11日付けで提出のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

小地域ネットワーク活動の推進に向けた行政機関等との連携について

- 1 名簿情報の共有を円滑に進めるためには、本人同意の例外的取扱いも含めた条例を制定するなど法的根拠を明らかにして、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず情報共有できることが重要となります。しかし、現在、条例に基づく体制ができているところは6市町村と少ない状況にあることから、関連条例の整備等、情報共有が円滑に行われる環境づくりを進めてくださるよう市町村に対して要望します。

本市では、秋田市災害対策基本条例において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、規則で定める個人情報、町内会、自主防災組織および民生委員に提供し、必要な情報を共有させることができることとしております。

しかしながら、条例制定前に審査を受けた秋田市個人情報保護審査会において、不同意者を含む個人情報の提供先については、秋田市個人情報保護条例の規定を厳格に適用し、実態に即して慎重に検討するよう求められたことから、災害時の初動で安否確認・声かけ・避難誘導などの支援を行う個々の町内会や自主防災組織、民生委員としたものであり、秋田市社会福祉協議会への情報提供については、災害対策基本法にのっとり、同意を得られた避難行動要支援者の情報にとどめております。

不同意者の個人情報提供については、避難支援の実効性および個人情報保護の観点から慎重に検討する必要があるため、今後、国および他市町村の動向を注視してまいります。

(福祉総務課地域福祉推進課)



2 地域によっては、認知症高齢者徘徊発見システムや民間の一人暮らし高齢者の見守り活動等がありますが、小地域活動との連携を進めることにより、効果がより高まると考えられることから、地域における様々な既存の仕組みや活動との連携方策について関係機関と協議を進めてくださるよう併せて要望します。

本市では、認知症等高齢者の事前登録や民生児童委員による見守り活動、市内3警察署との協働による高齢者さがしてネットワーク活動など、関係団体と連携した見守り活動を行っております。

今後も、市内全体の更なる見守り活動の充実に向け、秋田市社会福祉協議会を含めた関係団体等との連携体制の拡充に努めてまいります。

(長寿福祉課)

担 当 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市企画財政部広報広聴課  
広聴担当

直 通 018-888-5471

FAX 018-888-5472

## 別紙

### 小地域ネットワーク活動の推進に向けた行政機関等との連携について

当市では、仙北市社会福祉協議会が主体となり、地域の民生児童委員や消防署、警察署などの関係機関の協力のもと「地域ネットワーク会議」を開催し、配慮が必要な方や問題を抱えていそうな世帯などの情報を共有しています。

ただ、個人情報保護の観点から、市側からは本人同意のない個人情報について災害時以外は関係機関へ提供できないため、ご要望にもあるように、関連条例の整備や、迅速な情報共有のための仕組みづくりを、早急に進めてまいりたいと考えております。

少子高齢化と過疎化が急速に進んでいる当市は、以前より見守りが必要な世帯が増えており、関係機関のみですべてカバーしていくことが難しくなっております。いざというときに頼りになるのは、町内会などの地域の方々のコミュニティ、残存している「家」制度の本家、分家のコミュニティ、老人クラブや公民館活動等のコミュニティなど、小さなコミュニティの集まり、つまりは、隣近所をはじめとした住民同士の支えあいです。

当市は、地域での「共助」を支え「一人の不幸も見逃さない」ための支援体制づくりを目指すことにより、市民の幸福度を上げる取組みを進めてまいります。